

神戸芸術工科大学履修に関する規程

制 定 平成元年4月1日

最近改正 令和5年4月1日

(総則)

第1条 神戸芸術工科大学（以下「本学」という。）における履修方法等については、神戸芸術工科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

2 各授業科目の単位数及び開設年次については、学則別表第1のとおりとする。

(授業時間)

第2条 授業時間は、次のとおりとする。

- 1 時限 9:00～10:30
- 2 時限 10:40～12:10
- 3 時限 13:00～14:30
- 4 時限 14:40～16:10
- 5 時限 16:20～17:50
- 6 時限 18:00～19:30

2 必要がある場合は、授業開始・終了時間を変更することがある。

(授業時間割)

第3条 授業時間割は、各学期に開設される授業科目、担当教員及び講義室を、年度の始めに発表する。

(履修登録)

第4条 学生は、各学期の始めに、履修する授業科目を選択し、定められた方法で登録しなければならない。なお、教務課は、履修登録確定後、授業科目担当教員に受講者名簿を、学生に学生時間割表を公表する。

2 授業科目の履修登録は、指定の期間内に、行わなければならない。

3 正当な理由がなく、前項に定める期間内に履修登録を行わない者は、当該学期の履修を認めない。

4 授業科目の履修登録後の科目の変更は、次の一に該当する期間を除き、特別な事情がない限り認めない。

(1) 定められた学生時間割表の内容確認期間

(2) 定められた履修登録中止申出期間

5 同一時限の授業科目を重複して履修することはできない。

6 履修登録は履修年次配当科目の履修を第一義とし、原則として上級学年次配当科目は、履修できない。

7 すでに単位を修得した科目は、再履修することはできない。ただし、不合格となった授業科目は、再履修することができる。

8 履修登録単位数の上限は各学期24単位とする。ただし、「スタディスキルズ」、「学科入門セミナー」、「キャリアデザインA」、「キャリアデザインB」、「キャリアデザインC」、「アート&デザインプロジェクトA」、「アート&デザインプロジェクトB」、単位互換講座科目（神戸研究学園都市大学連絡協議会、大学コンソーシアムひょうご神戸）、教育職員免許に係る教育の基礎的理解に関する科目等（「教育心理学」除く）、博物館学芸員に係る必修科目（「生涯学習概論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館展示論」除く）を除く。

9 卒業研究（通年）については、次の措置をとることがある。

(1) 原則1年以内の休学者又は除籍者に限り、休学若しくは除籍前の前期の履修及び復学若しくは復籍後の後期の履修を合わせた継続履修を認める。

(2) 再履修については、半期のみ履修を認める。

(受講制限)

第5条 授業科目によっては、その内容、講義室及び実習室の都合等により、受講資格又は受講人員を制限することがある。

2 卒業研究については、学科ごとに修得単位数、修得科目数等の条件により、受講資格を定めることがある。

(公欠)

第6条 学生が次に掲げる各号のいずれかの事由により授業を欠席する場合は、公欠として取り扱うものとする。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合

(2) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づき、学生が裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加する場合若しくは裁判員又は補充裁判員として任務に従事する場合

2 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号の場合、医療機関発行の診断書等に記載された出席停止期間

(2) 前項第2号の場合、裁判員等として裁判所へ赴く日

3 第1項の事由により公欠を申し出る者は、教務課へ連絡のうえ、所定の手続きを行うものとする。

4 公欠となる授業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 第2項各号の期間は欠席扱いとせず、出席を必要とする日数に含めない。

(2) 授業担当教員が当該授業に相当する学習等を課すものとする。

(卒業に必要な単位数)

第7条 卒業に必要な単位数は、学則別表第2に定める所定の単位数以上とする。

(試験の種類等)

第8条 試験の種類は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験とは、第4条に定める履修登録をした授業科目について、各学期末に行う試験をいう。
- 3 追試験とは、定期試験を受けることができなかった者に対して行う試験をいう。追試験の取り扱いについては、別に定める。
- 4 再試験とは、第4条に定める履修登録をした授業科目の成績が不合格になった卒業年次学生に対して行う試験をいう。再試験の取り扱いについては、別に定める。
- 5 試験は、筆記試験により行うものとする。ただし、授業科目によっては、作品、レポート等をもって、これにかえることができる。
- 6 追試験及び再試験を欠席した場合、再度の試験は実施しない。ただし、追試験に限り、履修規程第6条第1項第1号又は第2号の事由により欠席した場合は、再度の試験を実施する。なお、追試験又は再試験を受験できなかった場合の追試験料及び再試験料は、返還しない。

(受験資格)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
 - (2) 受験に際し、学生証を携帯していないとき。
 - (3) 試験に20分以上遅刻したとき。
- 2 前項第2号の場合、事前に教務課に申し出て許可を受けたときは、受験することができる。

(受験心得)

第10条 第8条に定める試験を受験する場合は、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 「学生証」は、机上に呈示しなければならない。
- (2) 筆記用具及び試験科目担当者から許可されたもの以外は、机上に置くことができない。
- (3) 答案には、学籍番号・氏名の記入のないものは無効とする。
- (4) 試験開始20分以後は、試験室に入れない。また、試験開始30分以上を経過しなければ退出できない。
- (5) 試験中は、持ち込みを許可されたもの、筆記用具等の貸借をしてはならない。
- (6) その他については、監督の指示に従うこと。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為があった場合の取り扱いについては、別に定める。

(試験期間)

第12条 定期試験、追試験及び再試験の期間は、毎年行事予定で定める。

(試験時間)

第13条 定期試験、追試験及び再試験の試験時間は、別に定める。

(試験時間割)

第14条 定期試験の時間割は、当該試験開始日の14日前までに告示する。

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、原則として試験により行うものとする。ただし、授業科目によっては試験によらないことがある。

- 2 第4条第9項第2号の卒業研究(通年)の再履修については、通年に限らず、学期末で単位の認定をすることができる。

(成績)

第16条 学則第34条に定める成績評語は、次の基準によるものとする。

- S 90点以上100点以下
 - A 80点以上90点未満
 - B 70点以上80点未満
 - C 60点以上70点未満
 - D 60点未満(不合格)
 - E 評価なし(不合格)
 - W 評価なし(履修中止)
- 2 認定された単位の表示は、認定(N)とする。
 - 3 評価保留中の授業科目は、評価保留(F)とする。
 - 4 学生への成績通知は、第1項の評語をもって表す。

5 第1項の成績評価に次のGrade Point（以下「GP」という。）を設定し、GPAを学業成績通知書に表記する。

- S 4.0
- A 3.0
- B 2.0
- C 1.0
- D・E 0

6 学期毎のGPAは、以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \left[\left(\text{当該学期に履修された科目で得たGP} \right) \times \left(\text{当該科目の単位数} \right) \right] \div \left[\text{当該学期に履修された科目の単位数の合計} \right]$$

7 通算のGPAは、以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \left[\left(\text{各学期に履修された科目で得たGP} \right) \times \left(\text{当該科目の単位数} \right) \right] \div \left[\text{各学期に履修された全科目の単位数の合計} \right]$$

8 N又はW評価の科目、教育職員免許に係る教職に関する科目及び博物館学芸員に係る必修科目はGPAの対象外とする。

（成績の報告）

第17条 成績の報告は、指定の期日以内に、授業科目担当教員が前条第1項の評語をもって、学業成績報告を教務課に行う。

2 成績発表は、指定の期日に学業成績表を学生に配付することにより行う。ただし、学費等の滞納者には配付を行わない。

（卒業の資格）

第18条 4年以上在学し、学則第31条に定める所定の単位を修得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

（改廃）

第19条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての先端芸術学部映像表現学科の「動的ウェブ演習Ⅰ」「動的ウェブ演習Ⅱ」「ジェネレーティブアート基礎」、全学部学科にかかる基礎分野科目の「学科横断型プログラム」は、平成25年度に入学した学生にも適用する。デザイン学部ファッションデザイン学科の「パターンメイキング応用」「リサーチとデザイン」「ユニバーサルファッション」「デザインの現場」「ファッションと身体表現」「ファッションアドバイザー」は、平成25年度以前に入学した学生にも適用する。先端芸術学部映像表現学科の「Linux基礎」は平成24年度及び平成25年度に入学した学生にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に入学した学生については、第4条、第20条及び第21条を除きなお従前の規定による。ただし、設置科目としての全学部学科にかかる基礎教育科目の「アート・マネジメント」「現代社会論」「ソーシャル・マネジメント」「ドイツ語Ⅰ」「ドイツ語Ⅱ」、芸術工学部プロダクト・インテリアデザイン学科の「ユニバーサルデザインⅢ」「インテリアデザインⅢ」「インダストリアルデザインⅢ」、芸術工学部ビジュアルデザイン学科の「環境グラフィックス」、芸術工学部映像表現学科の「ウェブ動画表現演習Ⅰ」「ウェブ動画表現演習Ⅱ」は平成24年度、平成25年度及び平成26年度に入学した学生にも適用する。基礎教育科目の「文芸史」「学科横断型プログラムB」、インタラクティブデザインコースに係る科目については、平成25年度及び平成26年度に入学した学生にも適用する。芸術工学部環境デザイン学科の「環境デザイン特別講義B」「環境デザイン特別講義C」「環境デザイン特別講義D」、芸術工学部ファッションデザイン学科の「ファッションブランディング」は平成25年度に入学した学生にも適用する。基礎教育科目の「映画史」は平成26年度に入学した学生にも適用する。

3 平成26年度のファッションデザイン学科入学生については、デザイン学部ファッションデザイン学科目としての「デザインの現場」は必修科目として取り扱い、履修単位数表についても、「選択」を29単位及び「必修」を13単位として読み替える。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、映像表現学科・まんが表現学科共通科目としての芸術工学部映像表現学科の「映画制作基礎」「映画制作演習」は、平成27年度以前に入学した学生にも適用する。映像表現学科・まんが表現学科共通科目としての芸術工学部まんが表現学科の「アニメ史」「写真史・映画史」「メディア産業プロデュース論」は、平成27年度に入学した学生にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、ファッションデザイン学科の「コスチュームデザイン」及び「織物とニットデザイン」は、平成28年度以前に入学した学生にも適用する。

3 平成23・24・25・26・27年度のビジュアルデザイン学科入学生については、ビジュアルデザイン学科の「ビジュアル・コミュニケーションⅡ」を適用する。

4 平成25・26年度入学生については、基礎教育科目の「日本民俗学」を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、アート・クラフト学科目としての「ジュエリー技法」は、平成27年度及び平成28年度に入学した学生にも適用する。基礎教育科目の「数学入門B」は、平成29年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、設置科目としての環境デザイン学科専門教育科目としての「建築空間のプランニング」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。ビジュアルデザイン学科専門教育科目としての「図像学演習」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。映像表現学科専門教育科目としての「デジタルコンテンツ総合演習Ⅰ」「デジタルコンテンツ総合演習Ⅱ」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。まんが表現学科目としての「デジタルコミック演習」は、配当年次を2年に変更する。ファッションデザイン学科専門教育科目としての「アパレル構成論」「皮革デザイン応用」は、平成30年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生については、なお従前の規定による。ただし、第6条については、令和3年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。